

令和7年度「30・10運動推進」に係る広告等制作等業務委託に関する仕様書

1 委託する業務名

令和7年度「30・10運動推進」に係る広告等制作等業務委託

2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 委託の目的

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、日本国内年間約464万トン(令和5年度国推計)も発生しており、飲食店等からの生ごみのうち、約6割はお客さんが食べ残した料理とされている。大分県では、特に食べ残しが多く発生する宴会での食品ロスを削減するため、SNS動画広告を活用して、県民に「30・10運動」を周知することを目的として行うもの。

30・10(さんまる・いちまる)運動とは…
宴会時の食べ残しを減らすための運動で、
＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、
＜お開き前 10 分間＞は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、
と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

4 業務内容

(1) 広告配信用啓発動画制作

① 制作内容等

30・10 運動啓発動画を制作・提案すること。

ア 動画内容…

- ・「30・10 運動」を県民に周知し、認知度を向上させるもの
 - ・動画を見た県民が、県が配布している「食べきりポスター」を彷彿とさせるようなデザイン
- ※データが必要な場合は、県循環社会推進課から提供する。



- イ 動画作成本数…縦型、横型 各1本
- ウ 再生時間…15秒
- エ ターゲット…20代～60代(性別は問わない)
- オ その他…グリーンアップおおいたロゴマークを動画の初め、もしくは最後に挿入すること
※画像データは県循環社会推進課から提供する



②企画内容

次の内容を含む企画書を、A4 サイズ5枚以内で作成し、提出すること。

- ア 動画内容
- イ 企画コンセプト
- ウ 動画内のコメント
- エ 出演者名、経歴
- オ BGM等

(2) SNS広告

前述(1)で制作した動画を使用して、SNS広告を実施すること。

- ア 広告出稿エリア

大分県内とする。

- イ 広告の種類等

①YouTube 広告(動画広告)

想定表示回数: 300,000 回以上 想定視聴回数: 100,000 回以上を目安とすること。

②Instagram 広告(動画広告)

想定表示回数: 300,000 回以上 想定視聴回数: 100,000 回以上を目安とすること。

- ウ 掲載期間

令和7年12月10日から令和8年1月31日まで

- エ 留意事項

実績報告については、広告の表示回数や閲覧回数・人数等について、可能な限り情報を収集・分析し、報告すること。

(3) その他広告

上記(1)(2)を実施した上で、その他の方法により、事業費の範囲内において、広告を効果的に実施することができる場合は、企画提案書に記載し、提案すること。

5 成果物及び提出物

実績報告書を作成し、契約履行期間までに提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。(データをDVD又はUSBメモリで納品する場合は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。)

- (1) 各業務の具体的な実施内容及び結果
- (2) インターネット広告の効果検証、表示回数等
- (3) 委託者が運営する YouTube や Instagram 等で利用可能な動画の電子データ一式
- (4) その他別途委託者が指示するもの

6 業務実施に当たる協議・報告等

- (1) 企画提案等の内容をもとに、受託者と委託者で協議・調整を行った後、双方合意のうえ、業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに契約期間中のスケジュールを作成し提出すること。

7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (4) 本業務に係る印刷物その他著作権、及び業務において提出された写真、動画、並びに作成したイラスト、デザインデータ等の著作権及び所有権は、成果物の引き渡しが行われた際に、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示に従わなければならない。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。